

みんなでささえる 国保会計



～被保険者証(保険証)の更新について～

国民健康保険被保険者証(保険証)の有効期限は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間となっています。平成30年度の更新についてお知らせします。

●新しい被保険者証(保険証)はいつ届きますか？

4月の受診に間に合うように、3月中に役場から発送します。

4月になっても届かない場合は、「住民票の住所と郵便局に届けている住所が違う」、「住民票の住所に住んでいない」などの理由が考えられますので、国保係までお問い合わせください。

また、郵送ではなく役場での受け取りを希望される方は、3月15日(木)までに国保係までご連絡ください。

なお、後期高齢者医療保険に加入されている方は、被保険者証(保険証)の有効期限が国保とは異なり、8月が更新の時期になっているため、3月には送付しません。お間違えのないようにお願いします。

職場の健康保険などに加入されていて国保喪失の届出がお済みでない方は、早急に届出をお願いします。

●どんな物が届きますか？

「被保険者証(保険証)」が窓空きのピンク色の封筒に入って届きます。

中に入っている台紙に記入されている住所・氏名などを確認し、抜き取り方のイラストを参考にして、各自で「被保険者証(保険証)」を切り離してご使用ください。

平成30年度の被保険者証(保険証)の色は、「一般」：茶色、「退職者医療(※)」：黄色です。

※退職者医療…老齢年金や退職年金などの支給を受けている方で、加入期間が20年以上、もしくは40歳以降に10年以上あり65歳未満の方およびその被扶養者(65歳未満)が対象です。「一般」と「退職者医療」は、国民健康保険税の徴収方法や税額に差はありません。封筒の中には、被保険者証(保険証)のほか「国保のしおり」など国保係からのお知らせが入っていますので、かならず目を通して大切に保管してください。

●国民健康保険税に滞納がある場合の被保険者証(保険証)は？

国民健康保険税に滞納があり督促にも応じない場合は、通常の1年間使用できる被保険者証(保険証)に代わって「短期被保険者証」および「資格証明書」が発行されます。

短期被保険者証は有効期限が短くなり、期限が切れるごとに役場での更新手続きが必要になります。

さらに滞納が続く場合は、これまでの被保険者証(保険証)を返還してもらい「資格証明書」に切り替わります。資格証明書で、医療機関にかかると医療費を全額自己負担(10割負担)になります。

○お問い合わせ 本庁 住民課 国保係

☎43-2800

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

☎55-3112

平成30年3～5月資格取得届出分(平成30年度分以外)の納付時期について変更があります。詳しくは広報1月号23ページをご覧ください。本庁 税務課 住民税係 ☎43-2816へお問い合わせください。